

水道料金の基本料金を3か月間減免します

物価高騰の影響を受けている町民および事業者の皆さまを支援するため、国の「重点支援地方交付金」を活用し、水道料金の基本料金を3か月分減免します。

減免対象者

次のいずれかに該当する方(官公庁等を除く)

- ①町内で長幌上水道企業団と給水契約をしている水道使用者
- ②町内の集合住宅で長幌上水道企業団と給水契約をしている住宅の入居者

減免を受けるための手続き

申請手続きは不要です。

減免となる期間と金額

減免の期間：令和8年6月請求分から令和8年8月請求分までの3か月間

減免の金額：①水道基本料金を全額減免

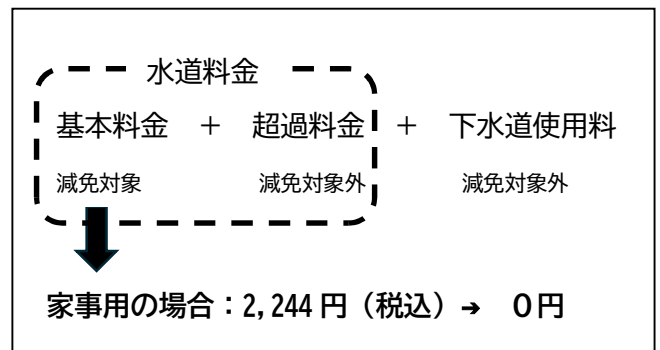
※水道超過料金および下水道使用料は対象外です。

※ご使用の水道メーター口径により基本料金は異なります。(下表参照)

②集合住宅は、【一括請求分にかかる基本料金】に【家事用水道基本料金相当額に入居戸数を乗じた額】を加算して減免します。

口径	1か月あたりの水道基本料金(税込)	
	家事用	家事用以外
13mm	8㎡まで 2,244円	8㎡まで 3,735円
20mm		8㎡まで 4,250円
25mm		8㎡まで 4,778円
40mm		16㎡まで 7,986円
50mm		30㎡まで 14,031円
75mm		50㎡まで 23,826円
100mm		50㎡まで 29,950円

請求金額イメージ



- ・検針時に投函する「水道料金・下水道使用料のお知らせ」については、減免前の金額で表示されますが、実際の請求時には減免額を差し引きます。
- ・減免期間終了後は通常料金となります。
- ・使用開始や休止の時期により、減免額が異なる場合があります。

◎減免に関して、役場が電話や訪問でATM操作を求めることはありません。
不審な連絡にはご注意ください。

水道料金・下水道使用料のお知らせ			
令和8年6月請求分			
(ご使用期間 8年4月24日～8年5月25日)			
お客様番号	口径	用途	メーター番号
0	13 m/m	家事用	12215030
〇〇町〇町〇丁目〇番〇号			
〇〇 〇〇 様			
今回の指針	523 m ³		
前回の指針 (-)	512 m ³		
旧メーターの使用量 (+)	* m ³		
今回の使用量	11 m ³		
(参考) 前回使用量	11 m ³	前年同月使用量	10 m ³
水道料金	3,059 円		
内消費税相当額 (10%)	278 円		
下水道使用料	1,845 円		
内消費税相当額 (10%)	167 円		
ご請求予定額	4,904 円		
(内消費税等相当額)	445 円		
上記金額の口座振替日は、令和8年6月28日です このお知らせでは料金のお支払いはできません。			
検針日	2026/5/〇〇	検針員	〇〇 〇〇
(お客様へ) 6月から8月請求分は、両町の物価高騰 対策により下水道基本料金を全額減免し請 求いたします。			

令和8年6月から令和8年8月の請求分が減免対象です。

ご使用になっている水道メーターの口径及び用途を記載しています。口径及び用途によって水道基本料金が異なります。 ※表面の口径別基本料金をご確認ください。

減免前の金額で表示されますが、表示された金額から減免金額を引いた金額で料金が請求されます。

《水道料金の請求金額が0円になる場合》

下水道使用料のみの請求となります。なお、水道契約のみの場合は、納入通知書を送付しません。口座振替をご利用の場合は、口座引き落としがありません。

【集合住宅を管理されている方へ】

管理者様等に一括して料金を請求しているアパート等について、一括請求分にかかる基本料金と、入居戸数に応じて一戸当たり 2,244 円(消費税込)の水道基本料金相当分を減免しますので、今回の支援が長沼町水道利用者の皆さんに行き届くように、管理者様から各入居者様に請求される水道料金について減免対応をお願いします。

○集合住宅の場合の減免金額計算例

【参考例1】 アパートの全戸数 4戸 入居戸数 4戸
水道メーター口径 13mm
基本料金 3,735円 使用水量 50m³

◇通常時の請求額

(基本料金+超過料金) = 請求額
3,735円+12,778円 = 16,513円

◇減免時の請求額

(基本料金+超過料金) - (基本料金+2,244円×入居戸数) = 減免時の請求額
(3,735円+12,778円) - (3,735円+2,244円×4戸)
= 16,513円-12,711円 = 3,802円

【参考例2】 アパートの全戸数 8戸 入居戸数 4戸
水道メーター口径 25mm
基本料金 4,778円 使用水量 35m³

◇通常時の請求額

(基本料金+超過料金) = 請求額
4,778円+7,943円 = 12,721円

◇減免時の請求額

(基本料金+超過料金) - (基本料金+2,244円×入居戸数) = 減免時の請求額
(4,778円+7,943円) - (4,778円+2,244円×4戸)
= 12,721円-13,754円 = -1,033円 = 0円

※減免額が当初の請求額を超える場合は、請求額は0円となります。

【集合住宅に入居されていて、水道料金等に相当する額を管理会社等に支払われている方へ】

アパート等にお住いの方などで、水道料金に相当する金額を管理会社等に支払われている方は、長幌上水道企業団との給水契約がないため、直接には減免の対象となりません。管理会社等において、入居者の方への請求金額から減免分を差し引いていただくなどのご協力が必要となりますことから、管理会社等には本町から減免にご協力いただくよう、戸別に文書でお願いをいたします。

【アパート等の管理会社等へのお願い】

管理会社等におかれましては、今般の減免の趣旨をご理解いただき、令和8年6月から8月請求分までの3か月間、入居者の方にご請求をいただく上水道料金に相当する金額から今回の減免相当分の金額を差し引くなど、入居者の方が支援の効果を実感できるよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。